

## 管内馬飼養施設にかかる防疫対応の現状と今後の課題

県央家畜保健衛生所

岩田 啓            竹前 愛子  
津田 彩子        仲澤 浩江  
篠崎 隆           和泉谷 公一  
吉田 昌司

### はじめに

平成 26 年 2 月、馬防疫検討会で国内の馬伝染性貧血(以下、E I A)清浄度が評価され、今後の監視体制のあり方について検討した結果、個体レベルから群単位でのサーベイランス体制に移行しても、E I A の感染拡大リスクは低いとの報告がなされた。このことから本県では、平成 27 年度以降の E I A 検査を変更することとなった。その概要及び管内馬の防疫対応の変更、さらに変更に伴う課題と対応について報告する。

### 現行の馬防疫対応

#### 1 管内の馬飼養状況

県央家保は、県北東部を管轄しており、その中で馬飼養施設は北部相模原市から南部三浦市まで 61 戸 1,310 頭(平成 26 年 2 月 1 日現在)を飼養している。その内訳は乗馬クラブ(43%)、大学馬術部(7%)、競馬場(2%)と馬の移動が頻りに行われる飼養施設が約半数を、個人の愛玩目的飼養施設が 2 割を占めている。その他に幼稚園・高校・大学などの学校や動物園、ふれあい施設が飼養している(図 1)。

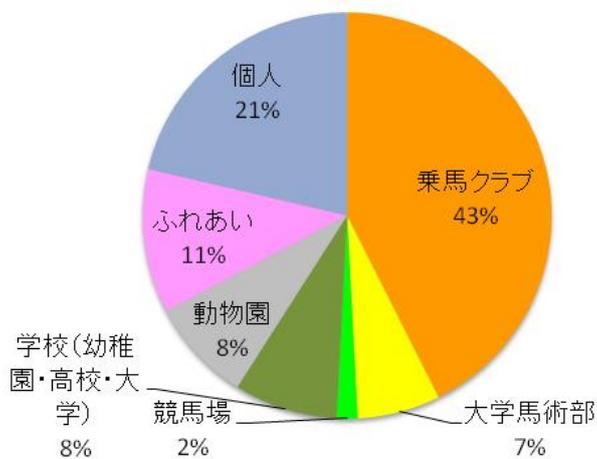


図 1 当所管内における馬の飼養目的別戸数割合

## 2 現状の馬防疫対応

### (1) E I A検査体制

家畜伝染病予防法(以下、法)第5条第1項、法施行規則第9条のほか、軽種馬防疫協議会からの通知である「競馬場及び調教場の入きゅう条件について」「交流競走出走馬に係る防疫措置について」、さらに県告示を根拠とし、競走馬・乗用馬が多い本県の対応として、E I Aの精密検査を年1回実施している。ただし、他の馬飼養施設の馬と交流がなく、不特定の人と触れ合うことのない愛玩馬等については5年に1回の精密検査を実施しており、毎年の臨床検査を実施している。精密検査は毎年、約1,200から1,300頭を実施している。

### (2) 着地検査体制

家畜防疫対策要綱の別記7に基づき、輸入検疫を終了した日から3ヶ月間仕向先の飼養施設で実施している。導入時及び終了時を含め月に1回程度、個体確認を含めた臨床観察を3回実施している。さらに県告示中の「その他家畜保健衛生所長が必要と認めた馬」として、法第5条検査で予定した以外のE I A検査(以下、臨時検査)を着地検査期間中の2回目に合わせ1度実施している。平成20年度から毎年約20頭前後、累計で125頭(平成26年12月現在)の輸入馬が仕向けられており仕出国としてはドイツ及びベルギーからの輸入馬が全体の7割以上を占めている。

### (3) 馬飼養施設への立入検査体制

法第51条第1項を根拠にE I A精密検査と合わせ、年1回、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認している。また、精密検査を5年に1回実施している愛玩飼養等についても同様に年1回の立入検査を実施している。平成25年度の飼養衛生管理の遵守状況は、「衛生管理区域に立ち入る車両の消毒(65.0%)」、「厩舎に立ち入る者の消毒(69.6%)」、「感染ルート等の早期特定のための記録作成及び保存(73.2%)」について遵守されている割合が低い傾向にあるが、これは乗馬クラブ及び愛玩飼養等の衛生意識がやや低いのが影響しているものと思われる。

## E I Aの清浄度評価に係る国等の対応

### 1 E I A清浄度評価について

平成25年1月及び11月に馬防疫検討会・馬伝染性貧血清浄度評価専門会議が2回開催され、本病の特性ならびにわが国の馬の飼養実態及び検査結果に基づいて、わが国の馬群における疫学状況を評価するとともに、今後の監視体制のあり方について検討した結果、平成26年2月、国内のE I A清浄度が評価された。<sup>1)</sup>馬防疫検討会とは馬関係疾病の防疫・診断・試験研究等について、意見交

換、調整等を図り、今後の馬防疫対応のより一層の充実と推進を図る目的で設立されたもので、農林水産省、動物衛生研究所、中央競馬会等が構成メンバーとなっている。

#### (1) 評価概要

①E I Aの主要な感染経路は、人為的な媒介がない場合、アブ等の吸血昆虫による機械的伝播によるものであり、感染馬の同居馬が大量の病原体に暴露される状況は生じにくい。一方、感染馬の同居馬のみならず、昆虫が到達できる周辺の馬群にも伝播のリスクがあるが、馬群同士の距離が離れている場合（200 ヤード以上）、伝播リスクは非常に低い。②法に基づく検査が全国的・一律的に実施されるとともに自衛検査が継続されてきた競走馬や乗用馬などの軽種馬及びばんえい競走用馬の馬群は、E I A 感染馬が存在する可能性は非常に低い。したがって、これらの群では、これまでのような個体レベルのサーベイランス体制から、群単位でのサーベイランス体制に移行しても、E I A の感染拡大リスクは低いことから法第5条の定める検査「5年に1回」の検査体制でも、この馬群におけるE I Aの監視は十分可能である③ばんえい競走用以外の農用、肥育用、愛玩用馬の馬群は、E I A 感染馬が存在する可能性は低いと考えられる。しかしながら、検査実施状況が明らかでなく、軽種馬群と比較すると清浄性を裏付けるデータが十分とは言えないことから、未検査の個体は可能な限り検査することが望ましい。万が一検査が実施されていない馬群に感染馬が存在あるいは導入された場合には、その摘発が困難であることから、馬の移動の際に検査により陰性を確認すべきである。④在来馬群は、一部の馬群において検査が実施されていない個体も存在し、衛生管理や臨床観察なども不十分な点があり、平成23年にE I Aが摘発された御崎馬のように、馬群の中でE I A が維持されている可能性は否定できない。ただし、在来馬は、飼養施設が少数で、飼養地が限定され、他の馬群とは隔離された状態で飼養されていることから、これらの馬群の中の未検査の個体が在来馬以外の他の馬群に移動しない限りは、他の馬群におけるE I A の清浄性に影響するものではないと考えられる。しかし、国内のE I A のリスク低減の観点から、可能な限り全頭検査し清浄性の確認に努めることが望ましい。⑤日本への輸入馬については、輸出国との間で取り決められた本病に関する輸入衛生条件の充足が求められるとともに、一定期間の繋留による輸入検疫が実施されている。直近20年間の輸入検疫における摘発は1頭のみであり、輸入馬を原因とする国内での発生も報告されていないが、本病の発生が認められる国からの輸入も多いことから、わが国の馬群に感染馬が持ち込まれないよう引き続き本病侵入防止に万全を尽くす必要がある。

#### (2) 軽種馬防疫協議会及び国の対応

軽種馬防疫協議会は、平成26年7月1日付けで「競馬場及び調教場の入きゅう条件について」

を廃止し、「競馬場等の入厩条件及び衛生管理に関する指針」を新たに制定した。この中で、入厩条件からE I Aに関する条件はなくなり、衛生管理に関する指針の中でE I Aについて法に基づく定期的な検査を実施する旨が示された。また、現行の「交流競走出走馬に係る防疫措置について」も変更され、前述の指針を遵守されることが求められている。このことから、同日付で国は「馬伝染性貧血に係る競馬場等の入厩条件の変更について」の通知を発出した。なお、新たな指針を制定した軽種馬防疫協議会とは軽種馬の自衛防疫について、国を含む関係団体が一元的に協議等の推進を図り、馬の伝染性疾病の予防及び蔓延の防止を目的として設立されたものである。

## 平成 27 年度以降の馬防疫対応

### 1 E I A検査体制について

国の通知を受けて本県での平成 27 年度からのE I A精密検査を変更する予定である。競馬場を除く乗馬クラブ等の馬飼養施設については、法第 5 条第 1 項の他、県告示に基づき、サーベイランスが目的のことから地域分散及びE I A精密検査頭数が同等程度になるように管内地域を 5 分割し 5 年ごとに悉皆検査を実施することとした（図 2）。平成 26 年度の飼養状況を元に推計すると各年 12 戸 150 頭前後になる予定である。競馬場については、年齢を 3, 8, 13 歳に指定して毎年実施する予定である。平成 26 年度検査分を年齢指定で集計すると、3 歳馬がほとんどであり、過去 5 年間から年齢指定し検査した場合の頭数を集計し考慮すると最小で 168 頭、最大で 210 頭であったことから、平成 27 年度以降は 200 頭前後になる見込みである。

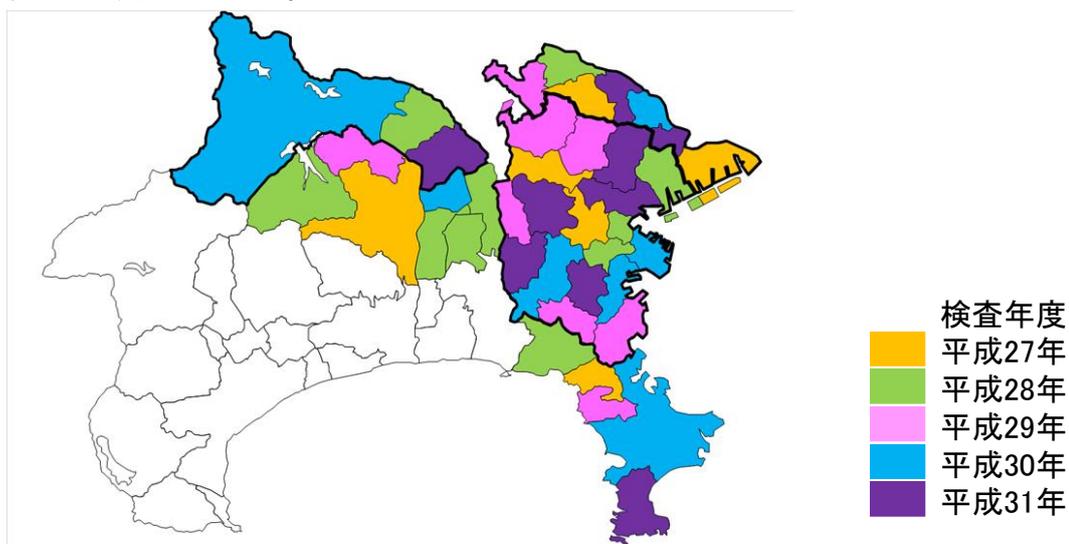


図 2 平成 27 年度以降の E I A 検査地域区分

## 2 着地検査体制について

O I E ホームページ<sup>2)</sup>のデータによると、本県に仕向きの多い国であるドイツでは2014年12月にベルギーでは2013年12月にE I Aの発生が続いていることから、着地検査時の臨時検査は現行と変わらず、期間中に1度実施することを予定している。

## 3 馬飼養施設への立入検査体制

乗馬クラブ等は、馬の移動が頻繁であり不特定多数の人の立ち入りが多いことや馬関係者は限られているため各施設の移動が多く、飼養衛生管理が重要である。また、2020年東京オリンピックに向けてE I A以外の馬の伝染性疾病に対する衛生意識の向上が必要なことから飼養規模・飼養形態に関わらず、毎年、実施する予定である。

### 今後の課題及び対応

平成27年度からE I A検査体制が変更になるに伴い、以下の課題及び対応が考えられる。

#### 1 乗馬クラブ等の馬の移動が頻繁にある飼養施設で、E I A検査年に対象地域に不在時、検査未実施となる馬が存在する可能性

乗馬クラブ等馬の移動が頻繁にある飼養施設では、E I A検査対象地域にあった場合でも、検査前に退厩し検査対象外地域や県外に入厩したりする。また、検査対象実施年度以外に戻ることや新たに馬の導入をするなど馬の移動が頻繁で未検査で5年以上を経過してしまう馬が存在し確認が困難となることが考えられる。対応として、毎年の馬飼養施設の立入検査時に馬の健康手帳等を確認し名簿を作成する必要がある。また、立入検査時以外の時期の馬の移動を把握するためにも、移動の多い乗馬クラブ等と事前に打ち合わせて入厩や退厩時に連絡をしてもらうように事前調整することも考えられる。馬の移動に伴い、検査依頼に対応するため、臨時検査をその都度受けることは、検査試薬の準備等からも難しいことが考えられるため、月に1度の検査体制を設定することで未検査の馬等に対応できると考えられる。

#### 2 2020年の東京オリンピックに向けて馬の輸入増加が見込まれること、さらに輸入馬の臨時検査対応

オリンピック競技は輸入馬についての参加規定がなく、大会に参加するため、強い馬を輸入しよう

とすることが考えられる。輸入の時期については、動物検疫所に馬が到着してから仕向予定通知が送られてくることから、直前までどの時期に何頭、どの飼養施設に輸入されるかがわからないのが現状である。輸入頭数が増加すると臨時検査の回数も増えることから、業務量及び必要試薬の増加も予想される。対応としては、今までどおり着地検査期間中に伝貧検査を1度実施することを考えれば、月1度の検査実施日を設定する検査体制にすれば対応できるものと考えられる。また、着地検査は臨床検査のみとする方法も考えられる。ただし、この場合は中央畜産会及び仕向先と調整は必要だが、健康手帳の入手は輸入業者自身で行ってもらうこと、移動については輸入検疫証明書で対応できるかについて仕向先を通して馬術協会等と調整する必要がある。

### まとめ

国内でのE I A清浄度評価に伴い、本県での平成27年度以降のE I A検査が変更になる。ただし、飼養衛生管理基準の巡回は、飼養規模・飼養目的に関わらず、毎年実施する予定である。着地検査を含めた臨時検査については、月1度実施日を設定する検査体制で対応できると考えられる。着地検査について、臨床検査のみとする場合は仕向先、馬関係団体等との調整が必要となる。平成27年度以降、課題はあるが関係各所と調整し、円滑に馬防疫対応が進められるようにする。

### 引用文献

- 1) 馬防疫検討会事務局：馬防疫検討会馬伝染性貧血清浄度評価専門会議報告書（平成26年2月4日）
- 2) O I Eホームページ（平成27年2月現在）